

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
1	3	第1	1	(5)	事業概要	御市と建設工事請負契約書を締結する共同企業体は、「事業者のうち、設計企業及び建設企業に該当するコンソーシアム構成員すべてを構成委員とする共同企業体のこと。以下「建設等JV」という。）」とありますが、建設等JVの構成員に設計企業又は建設企業の協力企業（SPCに出資しない企業）を含むことはできないのでしょうか。	応募者の資格要件の一つとして、下記の項目を修正前の第2.3.(3)と(4)の間に(4)として追加します。なお、修正前の(4)は(5)に変更します。 (4)協力企業の分野別一定要件 JV協力企業（協力企業のうち、建設等JVに参画する協力企業のこと。以下同じ。）及び維持管理の協力企業は、以下の①から④の各要件に該当する場合には、資格審査書類の受付開始日において、各要件に定める事項を満たすことを必要とする。 ①JV協力企業及び維持管理の協力企業 宇部市内に本店が所在する会社設立後3年以上を経過している法人であること。 ②JV協力企業のうち、設計企業 コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第2.3.(3)①設計企業の要件アを満たす企業であること。 ③JV協力企業のうち、建設企業（JV建設協力企業） コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第2.3.(3)②建設企業の要件ア及びビをともに満たす企業であること。 ④維持管理企業の協力企業 コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第2.3.(3)③維持管理企業の要件アを満たす企業であること。 なお、上記に併せて実施方針(修正版)第2.3(2)⑩についても下記内容に変更します。 ⑩コンソーシアム構成員及びJV建設協力企業（協力企業のうち、建設等JVに参画する建設協力企業のこと。以下同じ。）の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。ただし、この宇部市内に本店が所在する法人は、資格審査書類の受付開始日の時点で会社設立後3年以上を経過していることが必要である。
2	3	第1	1	(5)	事業概要	「事業者が出資し・・・」とありますが、具体的に事業者とは建設等JVに参画している全ての企業との理解でよろしいでしょうか。	建設等JVに参画する協力企業も「事業者」に該当しますので、誤解がないように、出資する「事業者」を「コンソーシアム構成員」に変更します。詳細は、実施方針(最終版)の別紙-4を参照下さい。
3	3	第1	1	(5)	事業概要	建設工事請負契約を締結する建設等JVの構成は、建設工事を担う企業の共同企業体と設計業務を担う企業の共同企業体の2~3の共同企業体により構成される共同企業体でも良いとの理解でよろしいでしょうか。また、契約主体となる共同企業体を構成する各企業体は甲型、乙型のどちらでも良いとのことでしょうか。	建設等JVは、少なくとも設計企業及び建設企業に該当するすべてのコンソーシアム構成員及び協力企業によって構成されることを求めています。また、共同企業体の構成は甲型とします。
4	3	第1	1	(5)	事業概要	基本協定書に関しては、貴市と代表企業、構成企業、協力企業が締結し、基本契約書は貴市と代表企業、構成企業が設立したSPCと締結するとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定に関しては、市とコンソーシアム構成員（代表企業含む、以下同じ）が締結し、基本契約は当初は市とコンソーシアム構成員が契約締結し、SPC設立後はSPCも加わります。よって、基本協定及び基本契約では、協力企業は市と契約締結するものではありません。
5	3	第1	1	(5)	事業概要	共同企業体の定義として「事業者のうち、設計企業及び建設企業に該当するコンソーシアム構成員すべてを構成員とする共同企業体のこと。」とありますが、『コンソーシアム構成員の全メンバー＝共同企業体構成員の全メンバー』という意味でしょうか。	異なります。例えば、維持管理企業は、建設等JV構成員に含まれることはありません。なお、共同企業体の定義を「事業者のうち設計企業及び建設企業に該当する構成員すべて、並びに一定の要件を満たした協力企業を構成員とする共同企業体のこと」に修正します。
6	3	第1	1	(5)	事業概要	特別目的会社の定義として「事業者が出資し、設立した特別目的会社のこと。」とありますが、共同企業体を包含する事業者とコンソーシアム構成員は同義でしょうか。	「事業者」とは、設立後のSPCを包含するものであり、対して「コンソーシアム構成員」にはSPCが含まれませんので、両者はSPCを含むか否かのみ異なります。なお、特別目的会社の定義を「コンソーシアム構成員が出資し、設立した特別目的会社のこと。」に修正します。
7	3	第1	1	(5)	② 玉川ポンプ場の維持管理業務 イ 運転管理業務 ウ 廃棄物処理管理業務	廃棄物は産業廃棄物で、発生者は市、処理・運搬はSPCから産業廃棄物処理業者・産業廃棄物運搬業者への委託は再委託には該当しない。との認識でよろしいでしょうか。	沈砂・し渣は一般廃棄物であり、これらの運搬業務は市が別途発注します。その他設備の維持管理に伴って発生する廃棄物の排出事業者は事業者側と考えます。以上のことから、再委託となるものは無いものと考えます。
8	4	第1	1	(7)	① 本事業の事業期間	旧ポンプ場の撤去工事の開始時期及び撤去完成時期の定めはありますか。	撤去開始時期及び撤去完成時期について特段の定めはありませんが、市の意向は要求水準書(案)4.9.1.8)に示しております。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
9	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	事業期間を延長する際には設立したSPCも当然ながら存続させることが必要との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	事業期間を延長する際にSPCを存続させる場合には該当業務を受託する企業が引き続き出資していればSPCへの出資者の変更や出資比率の変更は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	既存株主同士で出資比率等を変更することは原則として認めますが、すべての株式譲渡やコンソーシアム構成員以外の新たな出資者の設定などは認めません。
11	4	第1	1	(8)		事業者の収入	事業マネジメント企業が、応募者が本案件を受注できるよう提案書の取りまとめや、受注後にSPCと各メンバーが締結する契約書を作成する業務等（事業マネジメント業務）を行った場合、この業務に係る対価を御市から事業者の収入として支払って頂くことは可能でしょうか。また可能であるならば、この対価は「設計・建設に係る対価」又は「維持管理業務に係る対価」のどちらに含まれるのでしょうか。	本事業に応募するにあたって、求められている要件以外の業務についてアウトソーシングすることは、応募者側の自由であり、市が関与することではありません。また、その対価についても、その業務の内容に応じて応募者側で適切に振り分けて見積っていたいただければ問題ありません。
12	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	設計・建設期間7～8年想定+旧ポンプ場撤去工事の範囲で建設等JVとの契約になると思いますが、支払い年度予定及び年度毎の支払額及び出来高予定額をご教示お願い致します。	現時点では、競争的対話の開始前に示す予定です。
13	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「インフレスライド条項を適用する。」とありますが、指標及びその期間など、具体案があれば開示願います。	建設工事請負契約書(案)にて示します。
14	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価 (関連：実施方針(案)及び実施方針に対する質疑回答)	実施方針(案)に対する質疑回答No122には「修繕、改築の事業費は提案時に見込むか？」に対して「修繕は見込むが改築は見込まない」との回答でしたが、実施方針に対する質疑回答No3では「改築」に要する費用は提案において示す必要はあるでしょうか。また示す必要がある場合でも多寡は評価の対象にはならず、保証しなければならない数値ではないと理解して良いのでしょうか。」に対して、「今回の事業では設計建設から維持管理までを同じ事業者が行うことから、維持管理期間のLLC(ライフ・サイクル・コスト)を比較するために提案して頂きます。したがって、特段の事情がない限りは、保証していただくべき見積金額と認識しています。」との回答でした。これは、 ①提案時の事業費提案には【修繕費】は見込むが【改築費】は見込まない。 ②しかしながら、修繕と改築の費用に関してはLCCとして評価するために提案時の計画には改築の費用まで見込んで計画提案する。 ③さらに、事業費提案には【改築費】は見込まず別途費用とするが、応募時の計画提案で示された改築費用には事業者として保証をする。 という理解でよろしいでしょうか？上記の理解で良い場合には、 ④事業期間以外で発生する改築費用に関しては事業者にて保証する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針(案)に対する意見・質問への回答No.122及び実施方針に対する質問への回答No.3については、誤解をまねかないように、再度以下のように回答します。 修繕業務については、本業務に含まれるため、提案の見積金額に含めて提示していただき、市から維持管理業務に係る対価として支払います。他方、改築業務については、本業務に含まれないが、LCC算定のために見積金額を提示していただきます。また、改築業務は別途発注となりますが、その金額についても、特段の事情がない限りは、事業者に保証していただくべきものと認識しています。 ①から④については、ご理解のとおりです。
15	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	修繕と改築の定義については、国交省による【下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン】に記載されている定義でよろしいでしょうか。 改築：更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもの。 修繕：老朽化した施設または故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われるもの。	ご理解のとおりです。
16	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	【修繕業務及び改築に関する計画業務】とはあくまでも計画するのみであり、実際に修繕業務や改築業務を実施するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	改築業務に関しては計画のみですが、修繕業務は計画と実施が本事業に含まれます。
17	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	【修繕業務及び改築に関する計画業務】により計画された修繕業務、改築業務は本事業とは別にSPCへ発注されるとの理解でよろしいでしょうか？それともSPCから直接受託している企業に貴市から発注されるのでしょうか？	修繕業務は本業務の範囲に含まれます。改築業務については、別途発注する予定ですが、受注者の決定方法などは未定です。
18	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「修繕業務及び改築に関する計画業務」と有りますが、これら業務を規定する要求水準書の項目をご教示願います。	「2.3.2 事業範囲」及びこれに関する質問回答内容をご参考下さい。なお、質問回答に基づき、要求水準書(案)の一部修正を予定しています。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
19	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	ポンプ場の建物、建築設備、機械設備等の大規模修繕については、国交省による【下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン】の定義による改築と同等と考えてよろしいでしょうか。大規模修繕とは建屋の防水のやり替え、設備の一系統全ての改修等の建物の耐用年数を延長するものや資産価値を向上させるもの、機能を向上させるものを示しております。	耐用年数を延長して所定の耐用年数を新たに確保するものであれば、定義上は「改築」に相当するものです。なお、改築は、更新または長寿命化対策によるものです。
20	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	改築計画に関しては、国交省による【下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン】の定義による標準耐用年数を基に計画するとの理解でよろしいでしょうか。	改築計画にあたっては、標準耐用年数だけではなくシナリオの一つとして応募者の目標耐用年数の提案も参考にしたいと考えます。
21	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「物価変動による改定は、原則として年1回行う」と有りますが、基本契約の締結から維持管理業務を開始するまでの間の物価変動も改定の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。基本契約締結から維持管理業務開始までの物価変動リスクが事業者負担になるとコストアップの要因となり、結果的にVFMを低下させることになると思料致します。この点を鑑み御回答戴きますようお願い致します。	維持管理費の見積りは応募時に行い、その後の維持管理費の開始日までに一定の期間があることから、物価変動による改定の対象とします。なお、第1.1.(8)②に明記します。
22	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産	「本来の機能を満たしている状態に保持」とありますが、健全度3以上とすれば良いと理解して良いでしょうか。	健全度2以下を改築対象とする定義において、ご理解のとおりです。
23	5	第1	1	(9)	②	事業者所有の資産等	本事業終了時に、SPCが本事業用地内に所有する資産については処分しなければならないとありますが、業務上必要である資産については、引継ぎ事業者と協議の上で残置することは可能でしょうか。	残置は、市が承諾した場合に限り認めます。
24	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	表1に「平成37年3月 維持管理委託契約の締結」とありますが、平成37年2月まで（基本契約締結後にSPCを設立しないとの理解）にSPCを設立すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	第2.3.(1)②に記載のとおりです。ただし、西部浄化センターの維持管理業務を受託する場合には、設立時期が早くなります。
25	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	平成29年2月上旬～下旬に参加表明書、資格審査書類の受付期間とありますが、参加表明は応募者たるコンソーシアム構成員のみが行うのでしょうか。協力企業も参加表明するのでしょうか。	参加表明は、コンソーシアム構成員及び協力企業で行います。
26	7	第2	3			応募者の参加資格要件	建設等JVの参加資格要件が記載されておりません。ご提示をお願い致します。	JVの構成員は、コンソーシアム構成員のうち、設計企業及び建設企業に該当する構成員すべて、並びに一定要件を満たした協力企業とします。なお、一定要件の具体的な内容は、質問No.1を参照下さい。
27	7	第2	3	(1)	②	応募者の構成	「基本契約の締結後、玉川ポンプ場の維持管理期間の開始日前の市が指定する日までにSPCを会社法に基づく株式会社として宇部市内に設立する」とありますが、基本契約については貴市とSPCによる締結ではなく、代表企業及び構成企業（SPCへ出資する企業）と締結するとの理解でよろしいでしょうか。	基本契約に関しては、当初は市とコンソーシアム構成員（代表企業含む）が締結し、SPC設立後は、これにSPCも加える予定です。
28	7	第2	3	(1)	②	応募者の構成	「基本契約の締結後、玉川ポンプ場の維持管理期間の開始日前の市が指定する日までにSPCを会社法に基づく株式会社として宇部市内に設立する」とありますが、市が指定する日とはいつごろを想定されているのでしょうか。	市が指定する日とは、市とSPCとの契約締結行為が問題なく行える常識的な期間（1か月程度を予定）を考慮して指定します。詳細は、募集要項等の公表時に示します。
29	7	第2	3	(1)	②	応募者の構成	SPCの設立期限については、「玉川ポンプ場の維持管理期間の開始日前の市が指定する日」もしくは「西部浄化センター維持管理業務の契約締結を行う場合には、その契約締結日前の市が指定する日」とありますが、開始日前/締結日前とは具体的にどれくらい前を想定されていますか。	市が指定する日は、市とSPCとの契約締結行為が問題なく行える常識的な期間（1か月程度を予定）を考慮して指定します。詳細は、募集要項等の公表時に示します。
30	7	第2	3	(1)	②	応募者の構成	「市が指定する日までにSPCを・・・設立する」と有りますが、募集要項等で指定されるとの理解でよろしいでしょうか。応募者間で解釈・前提条件が異なると競争性が損なわれ、また事業の安定性を欠くことになるため、事前の公表をお願い致します。	ご理解のとおりです。
31	7	第2	3	(1)	③	応募者の構成	協力企業の定義として「SPC又は建設等JVから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業のこと。」とありますが、JVの下請も「協力企業」でしょうか。	協力企業の定義を下記のとおり、一部修正します。 「建設等JVに直接参画する、又はSPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業のこと。」
32	7	第2	3	(1)	③	応募者の構成	協力企業は応募者に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
33	7	第2	3	(1)	④	応募者の構成	「代表企業には、一定の業務実績等を要件とする予定である。」とありますが、「平成28年10月18日付実施方針に関する質問への回答No.19」では、より具体的に、代表企業は建設企業又は維持管理企業とされており、その要件についても記載されています。実施方針（修正版）に関しても、この回答が適応されるとの考えで良いのでしょうか。代表企業になることのできる企業を限定することによって、応募者が限られてしまう可能性があります。コンソーシアム構成員であれば、条件なく代表企業になれることをご検討下さいますようお願いいたします。	「平成28年10月18日付 実施方針に関する質問への回答No.19」のとおりであり、変更は考えておりません。
34	7	第2	3	(1)	④	応募者の構成	要件とされる「一定の業務実績等」とは、どのような業務実績を指すのでしょうか。ご教示願います。	「平成28年10月18日付 実施方針に関する質問への回答No.19」のとおりです。
35	7	第2	3	(1)	④	応募者の構成	「代表企業には、一定の業務実績等を要件とする予定である。」とありますが、具体的にはどのような要件を想定されていますか。	「平成28年10月18日付 実施方針に関する質問への回答No.19」のとおりです。
36	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「代表企業のSPCへの出資比率及び議決権比率は、構成員中最大としなければならない」とあります。コンソーシアムの代表企業とSPCの代表企業が同一でなければならない理由をご教示ください。	現行の実施方針の中では、コンソーシアム構成員の中の代表企業とSPCの代表企業（最大出資者）を同一の企業としていました。しかし、維持管理業務を行うSPCの中心的役割を担うSPCの最大出資者は、大手ゼネコンを想定するコンソーシアムの代表企業とは相容れないものがあると考えられるため、代表企業のSPCへの最大出資比率の要件を削除したいと考えます。よって、第2.3.(1)⑤を下記のとおり、修正します。 「SPCが発行する全ての株式は、コンソーシアム構成員により保有されなければならない。また、 代表企業のSPCへの出資比率及び議決権比率は、構成員中、最大としなければならない。なお、事業期間中の代表企業の変更、出資比率又は議決権比率の変更については、合理的な理由がある場合には、原則として認めるが、すべての株式を譲渡してコンソーシアム構成員がコンソーシアム構成員でなくなることは認めない。 」
37	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「また、代表企業のSPCへの出資比率及び議決権比率は、構成員中、最大としなければならない」とありますが、SPCの業務範囲は維持管理業務のため、維持管理企業が出資比率等が最大となるのではないのでしょうか。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。
38	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「また、代表企業のSPCへの出資比率及び議決権比率は、構成員中、最大としなければならない」とあります。この場合、維持管理企業がSPCの代表企業になる事が必須条件になりますでしょうか。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。
39	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「事業期間中の代表企業の変更、出資比率又は議決権比率の変更については、合理的な理由がある場合には、原則として認める」とありますが、応募手続を行う代表企業と、SPCの業務遂行能力を確実に担保できる、SPCへの最大出資を担う代表企業とを、それぞれ分けた提案を行って事業者を選定された場合、代表企業の交代は可能との理解でよろしいでしょうか。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。
40	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	事業期間中の代表企業の変更については、「合理的な理由がある場合には原則認める」とありますが、「合理的な理由」について詳しくご教示いただけないでしょうか。あるいは、変更が認められない場合とは、具体的にどのようなケースが想定されるかご教示願います。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。
41	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「事業期間中の代表企業の変更、出資比率又は議決権比率の変更については、合理的な理由がある場合には、原則として認める」とありますが、合理的な理由があっても認めない場合とは、具体的にはどのような場合を想定されていますか。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。
42	8	第2	3	(1)	⑧	応募者の構成	代表企業の変更はいかなる理由でも認められないとの理解でよろしいでしょうか。	「出資比率又は議決権比率の変更については、原則として認める」に変更します。
43	8	第2	3	(1)	⑧	応募者の構成	「ただし、コンソーシアム構成員並びに協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議…（以下省略）とあります。「変更せざるを得ないやむを得ない事情」とはどのような事を想定されているかご教示下さい。	例えば、自然災害などの不可抗力によって、コンソーシアム構成員に大きな被害が生じた場合などを想定しています。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
44	8	第2	3	(2) 及 (3)		コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	コンソーシアム構成員のうち1社が、資格審査書類提出日から優先交渉権者の選定の時までの期間に「第2章3節(2)及び(3)」の参加資格要件を満たさなくなり参加資格が欠格となった場合、コンソーシアム全体の参加資格が欠格となりますでしょうか。別途参加資格のある構成員に入れ替えることを認めて頂き、コンソーシアム自体については入札を継続することが可能でしょうか。	資格審査書類の受付開始日とは、審査書類の確認基準日を意味することから、その後の欠格事由の取扱いは、慎重に判断しなければならないと理解しています。ただし、要件を満たさなくなった経緯や事情を考慮し、場合によっては、失格と判断することもあり得ると考えています。
45	9	第2	3	(2)		コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	協力企業はこの参加資格要件のみ満たしていれば本事業に参画できるのでしょうか。	協力企業の参加資格は、質問No.1を参照下さい。
46	9	第2	3	(2)	①	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は～」とありますが、建設JVに参加する協力会社が3社あれば要件を満たしているとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	本文5行目の「この契約の対象施設（既存ポンプ場は除く）の引渡し後、すべてのコンソーシアム構成員が出資し、設立したSPCと維持管理委託契約を締結する。」とありますが、このSPCと平成32年12月31日までに市と「西部浄化センター包括委託業務契約」を締結するSPCとはどのような関係になるのでしょうか。別々の特別目的会社を設立することになるのでしょうか。ご教示願います。	両者は同一のSPCです。
48	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「全てのコンソーシアム構成員が出資し・・・」とありますが、地元の参画する企業（設計）はコンソーシアム構成員ではないと考えております。そのため、地元の協力企業（設計）は出資はしなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業であれば、出資する必要はありません。
49	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	コンソーシアム構成員の分野別参加資格要件を満たした企業は、必ず出資しなければならないのでしょうか。出資せずに本事業に参画することはできないのでしょうか。	コンソーシアム構成員は、必ず出資しなければなりません。
50	12	第2	4	(6)		優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	「いずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により」とありますが、これは事業者の入札価格が貴市が設定する予定価格を超過することを意味すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	競争的対話のテーマとして、提案内容の調整・確認・交渉があげられていますが、このほかに、基本協定書（案）、基本契約、建設工事請負契約（案）及び維持管理委託契約（案）の内容についても、確認・交渉することは可能でしょうか。ご教示願います。	契約書（案）の内容については、交渉の対象とはなりません。
52	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	「応募者は、審査の対象となる提案書及び要求水準書を提出する。」とありますが、一般的な審査方法としては、要求水準書は発注者が提示し、応募者の提案内容と要求水準書を相対評価するものと考えます。本事業においては、前述の発注者が提示する要求水準書に該当するものが貴市ご提示の要求水準書（案）であり、これをベースに修正した応募者が提出する要求水準書と提案書は基本的に内容が一致したものであり、提案書はより具体的な内容が示されたものと解釈すればよろしいのでしょうか。	応募者の提出する要求水準書が最終的な要求水準書となります。また、提案書についても、要求水準書を満たしていなければなりません。
53	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	「応募者は、審査の対象となる提案書及び要求水準書を提出する。」とありますが、一般的な審査方法としては、要求水準書は発注者が提示し、応募者の提案内容と要求水準書を相対評価するものと考えます。本事業においては、応募者が提出する提案書及び要求水準書は内容が一致したものとし、提案書はより具体的な内容が示されたものとする場合、審査において何を基準に評価を行うのでしょうか。以下の中から当てはまるものをご教示ください。 ①審査においては各応募者の要求水準書を相対評価する。 ②審査においては各応募者の提案書を相対評価する。 ③審査においては各応募者の要求水準書と貴市の作成した要求水準書（案）を相対評価する。 ④その他（具体的に教示ください）	応募者の提出する要求水準書と提案書は、矛盾しない内容であることは当然であり、両方とも評価の対象となります。なお、評価の具体的な方法等については、お答えできません。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
54	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	「応募者は、審査の対象となる提案書及び要求水準書を提出する。」とありますが、一般的な審査方法としては、要求水準書は発注者が提示し、応募者の提案内容と要求水準書を相対評価するものと考えます。本事業においては、応募者が提出する提案書及び要求水準書は内容が一致したものとし、提案書はより具体的な内容が示されたものとする場合、応募者が1グループのみであった場合にはどのように評価するのでしょうか（応募者が提出する提案書と要求水準書が同一内容であるため、全て要求水準書通りとなってしまいます）。	評価の具体的な方法等については、お答えできません。
55	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	要求水準書（案）（平成28年9月14日公表）1.1によれば、「要求水準書は、市が事業者に求める業務の水準であり、提案の前提条件である」とした上で、これを「審査条件として用いる」としています（審査条件とは審査の対象ではなく基準と理解します）。一方、実施方針（修正版）及び実施方針（案）質問回答書（平成28年8月26日公表）によれば、「要求水準書は最終的に応募者が作成するもの」となっており、要求水準書が審査の対象になることが示されています。これは、応募者に求めるべき水準を応募者自身が作ることを意味し、また、審査を受ける立場の者がその基準を決められる（すなわち、審査基準が応募者によって異なる）ことも意味します。本事業における要求水準書とは、審査の基準なのか、審査の対象なのか、その位置付けについて改めてご教示願います。	市より示す要求水準書（案）は審査の基準ですが、これを踏まえて応募者が提案内容に基づき作成した要求水準書は、審査の対象です。
56	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	応募者は、市が公表した要求水準書（案）をベースに修正を加え、最終版を市に提出することになっています。この場合、応募者は、全ての基準・機能・仕様・要件等を対象に、希望するものを自由に修正することが可能なのでしょうか。あるいは、一定の範囲やルールが設けられるのでしょうか。現時点でのお考えがございましたらご教示願います。	市の要求水準を満たす限りにおいて応募者は自由に提案を行うことができますが、市の要求水準を満たさなくなるような修正はできません。
57	12	第2	5	(1)		基本協定の締結	協力企業は協定当事者ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市と基本協定を結ぶのは、コンソーシアム構成員のみです。
58	13	第2	5	(2)		基本契約の締結	協力企業は、建設工事請負契約及び維持管理委託契約の契約当事者であったとしても、基本契約の契約当事者ではないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業は、建設工事請負契約の契約当事者になることはあったとしても、基本契約及び維持管理委託契約の当事者になることはありません。
59	13	第2	5	(2)		基本契約の締結	「市は、優先交渉者（コンソーシアム構成員）と基本契約を締結する。」とありますが、優先交渉者はコンソーシアム構成員に限定されるのでしょうか。協力企業は含まれないのでしょうか。	基本協定及び基本契約の締結は、コンソーシアム構成員・SPCに限定しています。ただし、建設工事請負契約のみ、一定の要件を満たした協力企業は、建設等JVとして、市と契約締結を行います（質問No.1参照）。
60	13	第2	5	(2)		基本契約の締結	基本契約につきましては、他の契約等（基本協定書、工事請負契約書、維持管理委託契約書）と異なり、「案」の事前公表がないように読み取れますが、その理解でよろしいでしょうか。	第1.1.(5)に示すとおり、基本契約書（案）についても、他の契約書と同様に募集要項等の公表時に示します。
61	13	第2	5	(3)		建設工事請負契約の締結	「維持管理委託業務の対象施設の設計・建設及び撤去設計・工事に関する請負契約を締結する。」とありますが、P17表5業務概要にて、設計・建設業務はあっても維持管理業務を伴わない施設（例えば合流幹線管渠や汚水圧送管）も請負契約の対象施設ではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、維持管理業務を伴わない施設も一部は建設工事請負契約の対象施設となります。よって、第2.5.(3)を下記のとおり修正します。 「・・・維持管理委託業務本事業の対象施設の設計・建設及び撤去設計・工事に関する請負契約を締結する。」
62	13	第2	5	(4)		S P C の設立	S P C の設立時期はいつ頃を想定されてますでしょうか。	市とSPCとの契約締結行為が問題なく行える常識的な期間（1か月程度を予定）を考慮して指定します。詳細は、募集要項等の公表時に示します。
63	13	第2	5	(6)		維持管理委託契約の締結	「市とSPCは維持管理委託契約書（案）の内容に従い、維持管理委託契約を締結する。」とありますが維持管理契約書（案）は事前に公表戴けないのでしょうか。	第1.1.(5)に示すとおり、募集要項等の公表時に示します。
64	13	第2	5	(6)		維持管理委託契約の締結	「市は維持管理委託契約書（案）の修正には原則として応じない。」とありますが、変更できない理由を御教示ください。	原則として契約書（案）を事前に示し、それに対して応募があるため、契約書（案）に対して一定の同意があると考えられるため明記していましたが、他の応募者（優先交渉権者以外の応募者）に不利益が生じない範囲での軽微な修正はあり得るため、削除しました。
65	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「平成32年12月31日までに市とSPCの間で西部浄化センター包括委託業務の契約締結に至らなかった場合は失効する。」とありますが、この期限までに西部浄化センターの維持管理業務が発注されるとの理解で間違いはないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
66	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	SPCに優先交渉権が与えられる場合、実際の西部浄化センターの維持管理業務はSPCが実施するとの理解で良いでしょうか。	優先交渉権が与えられると、ご理解ください。
67	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「市は、維持管理委託契約を締結する予定のSPCに対して、将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、当業務の詳細は本事業と同様、募集要項と同時に公表されるのでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
68	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	西部浄化センター維持管理業務の内容（包括レベル、契約期間等）をご教示願います。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
69	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による・・・の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、民間企業が本事業への参画を検討する際には「西部浄化センター包括委託業務」が大きく影響します。そこで「将来、発注を予定している」ではなく、具体的に「〇〇年に実施する」と変更していただきますようお願いいたします。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
70	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による・・・の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、民間企業が本事業への参画を検討する際には「西部浄化センター包括委託業務」が大きく影響します。そこで「西部浄化センター包括委託業務」について、業務内容を具体的にご教示ください。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
71	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による・・・の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、民間企業が本事業への参画を検討する際には「西部浄化センター包括委託業務」が大きく影響します。そこで「西部浄化センター包括委託業務」に係わり、西部浄化センターの現在の維持管理業務に係わる資料を早期にご開示ください。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
72	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	西部浄化センター包括委託業務が実施可能か判断するため、業務内容と予定価格（予算）等を開示して頂けないでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
73	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	西部浄化センター維持管理業務の契約は、何年何月を想定されていますか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
74	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	脚注8に「SPC設立後に西部浄化センター包括委託業務の契約を締結」と有りますが、当該包括委託業務の開始時期に制約はないのでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
75	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	西部浄化センター包括委託業務は、本業務と同様に20年間（本業務の維持管理期間）の契約となるのでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
76	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	SPC設立後に西部浄化センター包括委託業務の契約を締結するとありますが、包括業務開始は玉川ポンプ場の維持管理業務開始と同じ時期との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
77	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	同一SPCが玉川ポンプ場と西部浄化センターの維持管理業務を受託した場合、西部浄化センター維持管理業務の契約更新実施時期と、契約更新の条件をご教示願います。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
78	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「平成32年12月31日までに市とSPCの間で西部浄化センター包括委託業務の契約締結に至らなかった場合は失効する」とありますが、本事業開始（平成29年9月予定）から契約締結が可能との理解でよろしいでしょうか？また、契約内容等の確認、契約交渉等が可能な期間が確保されるとのことですが、よろしいでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
79	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による・・・の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、本事業の維持管理費単価がそのまま「西部浄化センター包括委託業務」に採用されることはないと考えてよろしいでしょうか。	詳細は、本事業の募集要項等の公表時まで、別途示します。
80	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	本事業提案に際し、西部浄化センター包括委託業務も含めた提案は任意提案として加算対象になるのでしょうか。	現時点では未定です。別途、募集要項等に詳細を記します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
81	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	本事業への応募にあたっては、SPCが西部浄化センターの維持管理を行うことを含んで、技術提案等を行う必要があるとの理解で良いでしょうか。	現時点では未定です。別途、募集要項等に詳細を記します。
82	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「平成32年12月31日までに市とSPCの間で西部浄化センター包括委託業務の契約締結に至らなかった場合は失効する」とありますが、西部浄化センター包括委託業務の締結がSPC業務規模に不確定要素が含まれる形となっております。今後提案資料等の提出において西部浄化センターの運営費を事業計画に含む形となるのか、含まずとするのか、ご教示願います。	西部浄化センターの運営費は、玉川ポンプ場事業には含まれません。
83	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	玉川ポンプ場事業の技術提案において、西部浄化センターの維持管理業務に関する提案を求めるとは、玉川ポンプ場事業の維持管理業務に関する見積額の提示を考慮しておられるでしょうか。	現時点では未定です。別途、募集要項等に詳細を記します。
84	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「市は、維持管理委託契約を締結する予定のSPCに対して、将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、当業務の受託を希望しないSPC構成員がいた場合、その構成員を除いた残存構成員に優先交渉権者の地位を付与することは可能でしょうか。	SPC以外の法人に優先交渉権者の地位を付与することは考えていません。
85	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「市は、維持管理委託契約を締結する予定のSPCに対して、・・・地位を無条件で付与する。」とありますが、この地位を無条件で付与するものをSPCではなく、コンソーシアム構成員の維持管理企業とすることはできないのでしょうか。業務の関連性が高いとはいえ、SPCが別事業を行うことにより、本事業の安定性が低下します（西部浄化センター維持管理業務に關係し、SPCが破綻してしまうような事由が起きた場合、本事業にも影響が出てきます）。また、SPCには維持管理企業だけでなく、西部浄化センター維持管理業務には全くかわりがない設計・建設企業等が出資しており、西部浄化センター維持管理業務に関するリスクを負わなければならないと考えています。ご検討の程、よろしくお願いたします。	SPC以外の法人に優先交渉権者の地位を付与することは考えていません。
86	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「平成32年12月31日までに市とSPCの間で西部浄化センター包括委託業務の契約締結に至らなかった場合」とありますが、脚注8には「SPC設立後に西部浄化センター包括委託業務の契約を締結する。」とあります。西部浄化センター包括委託業務を受託する場合、SPCは平成32年12月31日までに設立しなければならないのでしょうか。	平成32年12月31日までではなく、市が指定する日までに設立する必要があります。なお、市が指定する日は、市とSPCとの契約締結行為が問題なく行える常識的な期間（1か月程度を予定）を考慮して指定します。
87	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「優先交渉権者の地位を無条件で付与する」とありますが、無条件に与えられるの地位はSPCの構成員ではなく、SPCそのものに与えられるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。会社設立前のSPC（社団としての纏まり）に対して付与します。
88	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「西部浄化センターの包括的民間委託」と「本事業（玉川ポンプ場事業）におけるSPCを構成する設計企業・建設企業」とは関連性が極めて低いと考えます。コンソーシアム構成員の維持管理企業が「西部浄化センター包括委託業務」の優先交渉権者となることのできる、ということであれば理解できるのですが、西部浄化センターの整備に関わっていない設計企業・建設企業から構成される本事業のSPCが「西部浄化センター包括委託業務」を行うべきであるとお考えの理由をご教示ください。	市としては、玉川ポンプ場の業務（設計・建設・維持管理）と西部浄化センターの維持管理業務を合わせることによって、業務の効率化等により、トータルでのコスト削減がはかれることを期待しています。
89	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	「ただし、この優先交渉権者の地位は、・・・、さらに平成32年12月31日までに市とSPCの間で西部浄化センター包括委託業務の契約締結に至らなかった場合は失効する。」とありますが、平成32年12月31日は「4頁 第11(7)① 本事業の事業期間」では設計・建設期間に相当します。SPCの代表企業は当該業務において中心となる企業が担うべきと考えます。これより、設計・建設期間中に維持管理業務に係わるSPCを設立する場合も、「設計企業及び建設企業に該当するコンソーシアム構成員すべてを構成員とする建設等JVの代表企業」と「維持管理業務に係わるSPCの代表企業」が異なるべきと考えますが、以上のような解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
90	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	平成32年12月31日までに市とSPCの間で西部浄化センター包括委託業務の契約が締結される場合、この時期は建設工事期間中であり、建設企業が代表企業となっていることが予想されます。実施方針(案)に関する質問回答のNo.190等でご回答いただいた「代表企業の変更を認めるように修正します。」ことを前提とすると、建設工事期間中に設立するSPCの代表企業(最大出資者)は、①建設工事期間中と同じ建設企業、あるいは、②維持管理業務を担当する維持管理企業、のどちらでも構わないとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	代表企業のSPCへの出資要件を削除しました。
91	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	優先交渉権による業務受注を前提に、技術提案等を行った場合で、包括委託業務の契約に至らなかった場合はどのような取扱いがなされるのかご教示ください。	玉川ポンプ場の遠方監視場所がSPC側の監視場所になりますが、それ以外の業務には影響しません。
92	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	優先交渉権を獲得しても、契約に至らない場合にはどのような事象が想定されるかご教示下さい。	玉川ポンプ場の遠方監視場所がSPC側の監視場所になりますが、それ以外の業務には影響しません。
93	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	西部浄化センター維持管理業務について、委託範囲・委託料等が折り合わず、SPCが交渉権を辞退した場合、西部浄化センター維持管理業務は(入札方法、契約方法は)いかがになりますでしょうか。	別事業である西部浄化センター維持管理業務についての詳細は、現時点では未定です。
94	13	第2	5	(7)		西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与	玉川ポンプ場維持管理業務と西部浄化センター維持管理業務が、全く異なる受託者となった場合、玉川ポンプ場維持管理期間(20年)変更についてのお考えをご教示願います。	現時点では、玉川ポンプ場の期間変更は予定していません。
95	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	履行保証に関しては保険会社のみではなく、銀行又は金融機関等の保証、保証事業会社も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	契約保証金納付の代替として履行保証保険が示されていますが、保証事業会社の保証も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	14	第3	2	(1)		契約保証金納付の代替について	契約保証金の納付の代替として、「公共工事履行保証証券」(履行ボンド)による保証は可能でしょうか。	可能です。
98	14	第3	2	(1)		維持管理委託契約の履行保証保険	維持管理委託契約の履行保証保険は最長5年間ですので、5年毎の更新とさせていただきますが、よろしいでしょうか。	可能です。
99	24	別紙	1			事業の範囲と発注方式	「仕様書発注方式」とありますが、仕様書は貴市から提示されるとの理解で良いでしょうか。	仕様書については、ポンプ台数や動力等を事業者の提案としているため、事業者選定後に協議を行い、市の承諾により決定することを想定しています。
100	25	別紙	2	19		リスク分担に関する基本的な考え方	計画降雨以上の場合のリスクが貴市となっておりますが、仕様書発注の仕様書に不備があった場合には、計画降雨未満でも貴市リスクとなるとの理解で良いでしょうか。	仕様書の不備については、要求水準書(案)の質問No.130~No.133に示すとおり、一般的な事項として、事業者の責任の全部又は一部を回避し得ないものとしています。
101	25	別紙	2	21		リスク分担に関する基本的な考え方	「O4…インフレ・デフレともに、一定範囲については事業者側が負うが、それを超過した場合には、公共側も負担する。」とありますが、「一定範囲」の指標と幅を御教示願います。	詳細は、募集要項等の公表時に示します。
102	26	別紙	2	31		リスク分担に関する基本的な考え方	「△5…一定の範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う。」とありますが、「一定範囲」の指標ないしは金額を御教示願います。	詳細は、募集要項等の公表時に示します。
103	27	別紙	2	67		リスク分担に関する基本的な考え方	「事業終了手続きに関する諸費用の増加」リスクで、両社に○が付いておりますが、具体的な分担の考え方をご教示下さい。	増加した費用の内容に応じて、市と事業者で負担すべき者が負担します。
104	25	別紙	2			リスク分担に関する基本的な考え方	「13頁 第2 5 (7) 西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与」では、「将来、発注を予定している西部浄化センターの包括的民間委託による・・・の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、民間企業が本事業への参画を検討する際には「西部浄化センター包括委託業務」が大きく影響します。そこで「将来、発注を予定している」ではなく、具体的に「〇〇年に実施する」と変更していただき、また別紙-2において、「西部浄化センター包括委託業務スケジュールの変更リスク」を貴市のリスク分担としていただきますようお願いいたします。	西部浄化センターの維持管理業務については、本事業の募集要項等の公表時までに、別途示します。なお、西部浄化センター包括委託業務スケジュールの変更リスクについては、現時点で考えておりません。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
105	-	-	-			実施方針に関する質問への回答 (平成28年10月18日) No.3	「維持管理期間のLCC(ライフ・サイクル・コスト)を比較するために提案して頂きます。」とありますが、本事業に含まれない改築に係る費用も含めた維持管理期間のLCCをどのような基準で算出させて比較するのでしょうか。具体的にご教示ください。	応募者の目標耐用年数による、維持管理期間にわたって必要となるすべての施設の改築スケジュール、改築費を示してください。関連するNo.14、No.20の回答と併せてご確認下さい。
106	-	-	-			実施方針に関する質問への回答 (平成28年10月18日) No.3	本事業に含まれない改築に係る費用も含めた維持管理期間のLCCについて、「特段の事情がない限りは、保証していただくべき見積金額と認識しています。」とありますが、提案した見積金額を保証することになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	-	-	-			実施方針に関する質問への回答 (平成28年10月18日) No.3	本事業に含まれない改築に係る費用も含めた維持管理期間のLCCについて、「特段の事情がない限りは、保証していただくべき見積金額と認識しています。」とありますが、事業者が適切な維持管理業務を実施し、提案金額を下回るLCCを実現させるようなインセンティブを付与されるのでしょうか。	現時点では未定です。
108	-	-	-			実施方針に関する質問への回答 (平成28年10月18日) No.19	「代表企業は、建設企業又は維持管理企業のいずれかの企業とし」とありますが、例えば応募時は建設企業が代表企業として応募し、建設期間中は相応の技術力を持っている建設企業がマネジメントを行い、維持管理運営期間中は同期間中に設立するSPCの代表(代表取締役や総括マネジメント等)を維持管理企業もしくは事業マネジメント企業としてもよろしいでしょうか。維持管理運営期間中に適切に業務管理すること、かつ長期に渡ってのモチベーション維持、更には維持管理期間中の瑕疵等への公平かつ適切な対応を考慮すると、維持管理運営期間中の事業マネジメントを行うには建設企業よりも維持管理企業や事業マネジメント企業が良いかと考えます。	コンソーシアム代表企業のSPCへの出資要件は削除排除しました。よって、SPCの最大株主の企業の選択は応募者の自由です。